

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の
防止に関する条例」等の施行状況に関する
点検・検証結果

平成24年3月
北海道農政部

I 経 過

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（以下、「GM条例」という。）及び「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」（以下、「交雑防止措置基準」という。）は平成17年度に施行され、GM条例の附則に基づき、施行後3年を経過した平成20年度に1回目の点検・検証を実施した。

この点検・検証では、GM条例、交雑防止措置基準ともに変更しないこととしたが、北海道食の安全・安心委員会から「遺伝子組換え食品・作物をめぐる情勢の変化を踏まえ、3年後を目途にGM条例や交雑防止措置基準について検討を行うこと」という提言がなされたことから、3年目となる本年度、道民の皆様から幅広くご意見を募集するとともに、北海道食の安全・安心委員会でのご審議をいただき、道としての点検・検証を実施した。

II 点検・検証の手順

1 道民意見の募集等

(1) 道民意見の募集

平成23年10月11日から11月10日まで、道のホームページを通じ、意見を募集した。

(2) 地域意見交換会

平成23年10月18日から11月22日まで、旭川、帯広、札幌において地域意見交換会を開催し、消費者、生産者、食品製造業者、行政及び関係機関・団体等の方々と意見交換を行った。

(3) 意見数

(1) 及び (2) を通じて、延306件の意見をいただいた。

2 道民意識調査

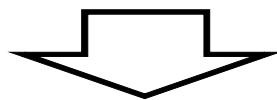
(1) 調査時期 平成23年10月

(2) 調査方法 道内に居住する満20歳以上の1,900人に郵送配布・郵送回収

(3) 有効回答数(率) 1,053人(55.4%)

3 食の安全・安心委員会での審議

- ◎ 第1回食の安全・安心委員会（平成23年7月15日）
 - ・ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」（GM条例）及び「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」の点検・検証について
- 第1回遺伝子組換え作物交雑等防止部会（平成23年7月27日）
 - ・ 遺伝子組換え作物交雑等防止検討調査事業の結果概要について
 - ・ 平成20年度における「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」等の点検・検証後の道の取組について
 - ・ 「遺伝子組換え作物の動向」について
 - ・ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」及び「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」の施行状況に関する点検・検証の進め方について
- ◎ 第3回食の安全・安心委員会（平成23年12月13日）
 - ・ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」等の点検・検証について
- 第2回遺伝子組換え作物交雑等防止部会（平成24年1月25日）
 - ・ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」等の施行状況に関する道民意見等について
 - ・ 第3回食の安全・安心委員会の開催結果について
 - ・ 条例等の見直しに当たっての論点整理について
 - ・ 遺伝子組換え作物交雑等防止部会検討結果報告（案）について
- ◎ 第4回食の安全・安心委員会（平成24年2月6日）
 - ・ 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」等の点検・検証について
 - ・ 平成24年度遺伝子組換え作物の栽培計画に関する調査結果について



【食の安全・安心委員会のGM条例等についての意見（2月）】

- ・ GM条例及び交雑防止措置基準は、現時点では見直しの必要はない。
- ・ このほか、GM条例等の施行に向け、適切な情報提供など3点について提言があった。

Ⅲ 点検・検証結果

1 GM条例について

[取扱い]

GM条例は、現時点では見直しは行わない

[理 由]

「道民意識調査」等の結果を踏まえると、引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することが必要であると判断されるため

2 交雑防止措置基準について

[取扱い]

交雑防止措置基準は、現時点では見直しは行わない

[理 由]

現行の交雑防止措置基準について、見直しの検討を要する新たな知見や技術は見られず、また、「道民意識調査」等の結果を踏まえると、現時点で本基準は妥当と判断されるため

3 今後の条例施行について

- (1) GM食品等に関するリスクコミュニケーション等に積極的に取り組む
- (2) GM食品等に関する表示制度の充実、GM種子を含まない種子の安定供給態勢の確立について国に働きかける
- (3) GM食品等をめぐる情勢の変化等を踏まえて、適宜、必要な対応を行う

GM 条例等の施行状況に関する意見

番号	分類	意見
1	栽培	GMは収量的にはすぐプラス。農薬もいいことはない。農薬を選ぶか、GM作物を選ぶか、将来的にはどちらかになると思う。
2	栽培	国は2015年までに実用化(商業栽培)を目指し研究開発を進めているというが、一部の用途に限定するべき。
3	栽培	数年前までは、消費者は少し高くとも安心なものを選択するという認識があった。現状はそうもいなくなってきている。製造業にも安いものを求められているが、使いたい原料でものづくりをして生活者に届けたい。北海道ではGM作物を生産して欲しくない。北海道の在来品種で製品をつくり、価格的にも理解していただき生活者にも応援していただきたい。
4	栽培	開放系での栽培の規制を堅持していただきたい。本当に道内で栽培されていないかどうかを徹底して調査していただきたい。
5	栽培	食料の増産のためにGM作物の栽培をしてもよいという消費者の理解が得られることになったとしても、種子は国内で生産されるべきだ。例えば、パレイショの国内品種に除草剤耐性を付与できる技術がある。
6	栽培	A市では、食の安全・安心推進プランを作成している。世界的な観点から見るとGM作物に関する技術は必要なものかも知れないが、消費者のイメージは、国産品が安全である。北海道は特に安全のイメージが高い地域である。生産履歴やGAPの取り組みなどを進めており、地域の農産物は安全であることを売りに行きべきだと思うので、GM作物の導入は考えづらい。
7	栽培	試験栽培は、最終的安全性審査が未審査の品種も栽培することがあるが、未審査の品種の栽培はGM条例のある道内では難しいと認識している。食の安全・安心委員会の審議があるのでハードルが高いし、また、知事が中止命令を出すことができるので、中止の判断をされれば試験は続けられないからである。GM条例の緩和を求める。
8	栽培	最終的に野外での試験栽培ができなければ研究が完結しないので、試験はできないことになる。
9	栽培	GM条例制定時から意識は変わっておらずGM作物を受け入れる余地はない。本能的な感覚は大事にすべきである。
10	栽培	GM作物と有機農業は共存はしたくない。遠距離でも花粉は飛んでくる。周りで栽培されれば無関係ではいられなくなる。
11	栽培	現在、北海道でGM作物を栽培しなければならない状況にあるとは思えない。
12	栽培	GM作物の監視を行っても違反は起きるだろうから、それが大きな問題になる。万が一混入すれば取り返しが付かないので作らないことしかない。
13	栽培	GM条例は大切にしなければならない。GM作物に対しては反対の立場を取り続ける。
14	栽培	GM条例等は、現状のままであれば問題はない。
15	栽培	地球上の70億人の人口を支えるためにはGM作物は必要。
16	栽培	GM条例は、北海道農業の特徴を守っている。
17	栽培	北海道だけ安全であればよいというわけではない。世界を見て判断するべき。
18	栽培	今は企業と大規模農場がGMのメリットを受けている。中小農家や消費者のメリットがあるならよいのではないか。
19	栽培	GM条例は、実際には栽培できない仕組みだと思うが、なし崩しになる不安がある。
20	栽培	農産物の販売者としては、GM農産物をほしいという客はいないので栽培することにはならない。
21	栽培	現行のGM条例における開放系一般栽培の許可制を届出制に改訂する、もしくは許可制を廃止する。
22	栽培	組換え作物栽培禁止条例の撤廃をしましょう。
23	栽培	2015年にB社の特許関連がなくなります。今から準備をしないと農業の生産には間に合いません。その時に作らなかった責任を生産者に負わせるのは間違いです。
24	栽培	GM作物の生産を事実上不可能にする道の条例は廃止するべき。安全性について議論の余地など無いのが科学の世界の常識です。安全性について何も問題ないものに、なぜ規制が必要なのでしょう。
25	栽培	この条例を一刻も早く撤廃するべきと考えている。
26	栽培	国が安全性を確認したGM作物を北海道が規制するのは、完全な二重規制です。GM作物の危険性を声だかに訴えるのはもはや一部の活動家に過ぎません。
27	栽培	C社の除草剤耐性大豆は2014年に特許が切れ、世界的に誰もが自由に利用できる技術になる。2014年以降、海外産の農作物の競争力がさらに高くなると考えられる一方で、北海道のGM条例継続は、国内生産者に相対的な競争力低下をさらに強いるものです。
28	栽培	北海道は安全安心を旗印に、国内各都府県をリードするようなGM作物対策を行う必要があり、消費者や農業者も大きな期待を寄せている。現行のGM条例等は堅持していただきたい。

番号	分類	意見
29	栽培	GM作物に対する不安感がぬぐえないうちは、北海道としてGM条例は維持すべき。
30	栽培	交雑などの自然環境の影響も考えられることから、条例の維持、堅持が絶対に必要と考える。
31	栽培	北海道のGM条例が日本の農業、食料政策に大きな悪影響を与える。撤廃すべき。
32	栽培	GM作物の危険性を声高に訴えるのは一部の活動家。世界的に安全性が確認されている技術の利用を過剰に規制する現行の条例は、別の意図が感じられる。
33	栽培	GM反対派です。
34	栽培	GM反対派です。人間にどのような影響があるか、未だ分からない段階では北海道として反対すべき。ヨーロッパ同様に規制すべき。
35	栽培	GM条例の見直しは行うべきではない。生態系への影響が否定出来ない状況にある。
36	栽培	できれば北海道での栽培はやめてほしいと願っています。
37	栽培	遺伝子組換え作物の栽培等による交雑防止の検証について、平成18～20年実施結果で食品認証されている6作物については、再検証の必要はない。
38	栽培	現行条例の、開放系一般栽培の場合、許可制を届出制に改正する、又は廃止することを要望する。GM作物を栽培しようとする農家の栽培の権利を奪う過剰な規制となっている。
39	栽培	GM条例の規制を早急に改定・緩和、廃止して、実質的にGM作物の実用化を促進して、北海道の農業・産業の振興、ひいては日本の発展と世界に貢献していただきたい。
40	栽培	現行条例に定める、生産者による栽培前の説明会の実施義務は、申請者・行政側責任者等が説明するに改めるべきです。
41	栽培	環境大臣及び農林水産大臣が承認した作物については、今後、順次、栽培がすすめられてしかるべき。国による安全性承認が得られたものは、基本的に自由に栽培できる。
42	栽培	GM作物の栽培を、国の規制・制度を超えて過度に規制するべきではない。安全で環境にやさしい高機能作物の栽培制限をすると共に、将来が期待される植物バイオ研究、農業技術・研究開発全体の国際的な遅れをもたらすことが危惧される。
43	栽培	カルタヘナ法による規定と道のGM条例の制定はダブルスタンダードになるのではないかと。国の政策があたかも不備であるような印象を道民に与え、国に対する不信を招くことになる。
44	栽培	現行条例の、開放系一般栽培の場合、許可制を届出制に改正する、又は廃止することを要望する。GM作物を栽培しようとする農家の栽培の権利を奪う過剰な規制となっている。
45	栽培	GM条例の規制を早急に改定・緩和、廃止して、実質的にGM作物の実用化を促進して、北海道の農業・産業の振興、ひいては日本の発展と世界に貢献していただきたい。
46	栽培	現行条例に定める、生産者による栽培前の説明会の実施義務は、申請者・行政側責任者等が説明するに改めるべきです。
47	栽培	環境大臣及び農林水産大臣が承認した作物については、今後、順次、栽培がすすめられてしかるべき。国による安全性承認が得られたものは、基本的に自由に栽培できる。
48	栽培	GM作物の栽培を、国の規制・制度を超えて過度に規制するべきではない。安全で環境にやさしい高機能作物の栽培制限をすると共に、将来が期待される植物バイオ研究、農業技術・研究開発全体の国際的な遅れをもたらすことが危惧される。
49	栽培	カルタヘナ法による規定と道のGM条例の制定はダブルスタンダードになるのではないかと。国の政策があたかも不備であるような印象を道民に与え、国に対する不信を招くことになる。
50	栽培	速やかにGM条例の撤廃を求めます。
51	栽培	世界で証明された高い安全性と生産性の高さ、製品品質の高さにより使用国は増加する一方にある。GM条例は必要をはるかに超えた規制を加えており不適切。
52	栽培	国が安全を認めているにもかかわらず、正確な根拠も示さず道は事実上の禁止にしている。
53	栽培	TPP問題が消費者にとって大きな関心事となっています。GM条例を守ることで、北海道農業の付加価値を高めることになるのではないのでしょうか？
54	栽培	GM作物が一般作物と交雑・混入すると、流通上の混乱を招く恐れがありますから、道のGM条例、交雑防止基準は現状の制度を維持していただきたい。
55	栽培	現在のGM条例は廃止すること。
56	栽培	国が安全性を確認したGM農作物に、更に審査を課す条例の存在は、農業生産のみならず研究にも大きなマイナスであった。
57	栽培	むやみに条例の枠を広げないで現状のままとする。
58	栽培	国が安全性を確認したGM農作物に、新たに審査を課す条例こそが食の不安を煽り、GM技術の国民理解を妨げているのではないかと考えられます。
59	栽培	農業生産者は行政や農協との関わりなくして農業生産を継続する事は不可能であり、このような条例がある限り、生産者は何も言えず、選択の権利を生かすことが出来ない。
60	栽培	農業生産者の立場として、北海道のGM条例の廃止を求める。

番号	分類	意見
61	栽培	GM作物は、安全性の確認がなされ、既に日本にも輸入され、広く利用されています。GM条例の目的にある「生産上及び流通上の混乱を防止する」ことは隔離距離の設定や物流ルールの策定等により対処可能と考えます。
62	栽培	GM作物、非GM作物、有機栽培など、それぞれの作物を栽培したいと考える生産者の選択の権利が守られるための共存の施策が必要。
63	栽培	組換え作物栽培禁止条例を撤廃することを求めます。
64	栽培	速やかに組換え作物栽培禁止条例の撤廃を求めます。
65	栽培	組換え作物商業栽培禁止条例があたかもGMダイズが良くないものであるような風評を流しているように感じている。日本で消費されているダイズの95%が輸入であり、輸入している国々では組換え大豆が9割以上も栽培されている現実がある。日本のダイズより生産性がよく、品質も良いから当然である。
66	栽培	組換え作物栽培禁止条例を撤廃することを求めます。
67	栽培	組換え作物商業栽培禁止条例があたかもGMダイズが良くないものであるような風評を流しているように感じている。
68	栽培	北海道の組換え禁止条例は、大きな誤りと考えます。現実に食べているものを栽培できない、それ故に北海道の農業の生産性が低い。
69	栽培	GMについては、一般の人達はまだまだ不安感をもっております。北海道ブランドを守るためにも、この条例は是非続けて欲しい。
70	栽培	一般(商業)栽培の規制は継続しつつ、試験栽培による環境汚染のリスクを低減させる方向での見直しを求めます。
71	栽培	北海道が将来にわたりGM作物の栽培を行わない地域(GMフリーゾーン)として確立することを望みます。TPP対応にあっては、北海道農業のそうした方向性や位置付けが一層重要となると考えられる。
72	栽培	GM作物への不安感が調査によると多いという状況においては、GM条例や交雑防止基準は必要。
73	栽培	GM作物は有機農業にあわないので反対です。GM条例は継続をお願いします。
74	栽培	GM条例は見直ししないでください。
75	栽培	消費者に安心して食べてもらうため、安全な農産物の生産に努力している。GM作物に反対なので、GM条例は現状どおり必要です。
76	栽培	GM条例はまだ見直しをする必要はない。
77	栽培	GM条例に賛成です。
78	栽培	GM条例は必要。是非継続してください。
79	栽培	GM条例は必要。
80	栽培	GM条例は農家も消費者も安心できると思います。
81	栽培	安全・安心なものをこれからも作ってきたいので、条例は続けてほしいと思います。
82	栽培	GM条例は必要。続けてください。
83	栽培	北海道がこれまで作ってきたブランドを守るためにも、GM条例は維持してほしい。
84	栽培	消費者が求めないGM品種をあえて作る必要はないと思う。消費者が求める米や野菜を丁寧に作っていくことが必要。
85	栽培	GM条例は変更しなくて良い。
86	栽培	GM条例の継続を望みます。
87	栽培	取引している消費者からGM作物の不安を聞いているので、GM条例は見直ししないでほしい。
88	栽培	GM作物が栽培されると、地域の中で混乱する恐れがありますので、GM条例は見直ししないでほしいです。
89	栽培	GM食品に不安を持つ消費者がいる以上、北海道農産物に対する消費者の期待に応えるべきだと思うので、GM条例や基準は現行どおりとしてほしい。
90	栽培	北海道はクリーン農業を期待されていると思うので、GM条例は変更せず続けてください。
91	栽培	GM条例継続に賛成します。
92	栽培	GM条例に賛成します。

番号	分類	意見
93	栽培	GM条例は必要。続けてください。
94	栽培	GM条例は継続を希望します。
95	栽培	GM条例に賛成します。
96	栽培	北海道でGM作物は栽培してほしくありません。
97	栽培	道のGM条例は継続してください。
98	栽培	D農協では数年前にGMフリーゾーン宣言をしました。GM条例は継続を希望します。
99	栽培	GM条例は北海道農産物の安全・安心の裏づけとして大変重要だと思います。
100	栽培	GM条例を変更することなく、むしろ商業栽培が行えないように強化することで、食の安全・安心をさらに進めていって欲しい。
101	栽培	GM条例は全国的にも誇れる素晴らしい条例と思っています。条例はあるべきです。
102	栽培	GM食品は安全だという意見もありますが、例えば20年とかの単位で食べ続けても影響がないのか、しっかりと研究した上でないと不安がありますので、条例できちんと規制すべきだと思います。
103	栽培	GMは長期的な摂取による人体への影響が不明な部分が多いと考えます。GM作物の生産は慎重になるべきであり、条例の設置による規制が必要であると思います。
104	栽培	GM食品を長いスパンで食べ続けた場合、人体への影響があるのかないのか、その当たりの検証が不十分な段階では条例は必要。
105	栽培	検証の結果、安全性が確認された際には条例を撤廃してもかまわないと考えます。
106	栽培	GM条例は見直しせず、継続を希望します。
107	栽培	GM条例は見直しせず、継続を希望します。
108	栽培	北海道らしい農業をこれからも進めていくために、GM条例は現状のまま、継続させて欲しい。
109	栽培	GM作物が容易に栽培されるようになると、これまでの農産物と混乱をきたし風評被害が発生しかねません。
110	栽培	GM条例は継続させてください。
111	栽培	一定のルールや規制は必要だと感じています。GM条例の継続に賛成します。
112	栽培	安全安心な農産物を生産することは、多くの消費者が期待していることであり、今以上に地産地消を進めるためには、GM作物の導入は必要ないと考えます。
113	栽培	GM条例は継続を希望します。
114	栽培	GM条例は継続を希望します。
115	栽培	GM作物に不安を感じている消費者はまだ少ないと思うので、GM条例は継続して欲しい。
116	栽培	消費者の皆さんに安心した食料を届けるために、GM条例の継続に賛成します。
117	栽培	GM条例の継続に賛成します。
118	栽培	GM条例に賛成します。
119	栽培	GM条例に賛成します。
120	栽培	GM条例の継続に賛成です。
1	安全性	今の社会情勢では、「絶対安全」「何かあったらここで責任を持つ」と言われたい限り、安心できない。
2	安全性	農業者であるが、作っていないものは購入している。農薬などをわかっているのも、やはり不安な気持ちはある。
3	安全性	GM食品が人間の体に及ぼす影響がはっきりしていれば、食べる側が判断できる。表示だけしていても食べる側は判断材料がない。
4	安全性	2～3年前のE放送局の取材では、アメリカの農家は「GMTウモロコシは自分たちが食べるためではなく、日本に輸出するために作っている。」と言っていた。既にGM食品を食べている。わからない不安がある。

番号	分類	意見
5	安全性	現時点で安全性を証明するのは困難ではないか。
6	安全性	GM作物が自然なものではないというイメージがあるので不安感は払拭できない。
7	安全性	根拠はないが、学校給食の食材に使用するの不安。
8	安全性	GM作物は、悪だの一義的に考えるのは問題があると思うが、薬の承認がされる時には様々な動物実験や臨床での実験が行われる。同様に様々な安全性の試験が必要ではないか。
9	安全性	他の食品と混合されて加工された時に悪い影響がないのかどうかなどの研究が不十分で未知の分野がある。安全であると説明されるまで、現在のリスク管理を続けてもらいたい。
10	安全性	消費者は安全性に不安を抱いている。食べ続けた時に影響があるのか不安である。
11	安全性	輸入されたダイズはほとんどが加工用であり搾油に使われると説明されるが、搾油をした後のダイズ粕はしょう油として食品になる。何が安全・安心か分からなくなる。
12	安全性	GM作物が食用で栽培が定着するのは不安である。
13	安全性	異常気象などに関連して将来のことを考えると、結果がいつ出るのかわからないし、ずっとGMIにノーと言い続けられるのか。
14	安全性	GM条例があつてこそ安全な食品が流通している。
15	安全性	GM条例文中に道民の健康についての文言があるが、危険であるという根拠はない。
16	安全性	必要な規制(農水省通達)以上の干渉をすることではなく、GM植物の安全性確認が必要不可欠であり、喫緊の課題と考えます。
17	安全性	安全性が未確定
18	安全性	GM商品が将来にわたり安全であるかどうかわかりません。わからないものは利用したくない。
19	安全性	GM作物の環境影響評価はカルタヘナ法等に基づき国により安全性が確保されている。GM食品の安全性評価基準は国際基準である安全性評価ガイドラインに沿ったものである。
20	安全性	GM作物の環境影響評価はカルタヘナ法等に基づき国により安全性が確保されている。GM食品の安全性評価基準は国際基準である安全性評価ガイドラインに沿ったものである。
21	安全性	当会では、科学的に検証されたGM農産物のトラブルは一件も確認していません。
22	安全性	安全性低下や環境汚染のリスクを冒してまでGM作物で対処する必要はありません。
23	安全性	子どもたちのためにも安全・安心な農産物は必要。
24	安全性	省力化やコストダウンを目的に作付けしても、生物多様性の観点からも不都合が増えていくのではないか。
25	安全性	食品としての安全性について、いつどの程度食べているのかわかりにくいので正しい実験とは言えない。
26	安全性	GM作物は、長期的に摂取したときの人体への影響について、十分に検証されたとは言えず、その安全性は不十分に感じる。
1	情報の提供	許可制度はとりあえず安心できるが、試験研究機関ではどのような栽培状況なのか情報が不足しているので説明が欲しい。
2	情報の提供	国が安全性を評価して食品として承認しているが、評価過程を含めて広く情報公開すべき。
3	情報の提供	遺伝子組換え作物に多くの消費者は不安を抱いている。安全であるという科学的知見を得る調査が十分にされていない。調査されているのであれば、消費者の不安を払しょくするために、迅速、継続的に調査結果を公表し知らせていただくことが必要と考える。
4	情報の提供	消費者、主婦や子供にも分かるように情報提供、お知らせの方法を工夫してほしい。
5	情報の提供	道民意識調査において、GM食品を気にせず購入する、他に代替えがなければ購入するという方がかなりの割合になるのは意外である。消費者が選択できるよう表示の充実や情報提供に努めることが大切である。
6	情報の提供	消費者は、既にGM作物を原材料にした食品を食べていることを理解してもらいたい。GM食品・作物が健康に悪影響があるという試験結果はない。実際に食したことによる健康に対する悪影響の報告もない。
7	情報の提供	GM条例がありながらGMIに関する技術振興をするのは矛盾しているとの話があった。また、消費者からはGM条例があるので安心できるという声があるが誤解。GM条例の目的は社会的混乱を防ぐことであり、正しく理解することが大切である。条例の意味を正しく伝えるPR活動に力を入れてほしい。
8	情報の提供	GMIに関するパンフレット配布と学習会・講習会をセットで開催してほしい。
9	情報の提供	定期的に情報を流してほしい。

番号	分類	意見
10	情報の提供	北海道において、GM作物についての正確な情報と理解が得られ、GM作物に対する道民の不安が解消されるよう、監督官庁の積極的な努力を要望する。
11	情報の提供	道は農家に新技術を伝え、マスコミ、消費者団体に広報活動をするべきです。
12	情報の提供	道民への正しい判断をしてもらうための普及活動にも全力を費やすべきではないか。
13	情報の提供	試験研究等について、生産者側の視点だけでなく、消費者の健康志向に沿った育種研究、もっと広い情報開示により不安を解消するべき。
14	情報の提供	道民への正確でわかりやすい情報提供、幅広い層への教育、リスクコミュニケーション等を適宜適切に行い、一般消費者、農業栽培者を含む関係者が、科学的事実に基づいて正しい理解を深められるよう積極的に努力をして頂きたい。
15	情報の提供	道民への正確でわかりやすい情報提供、幅広い層への教育、リスクコミュニケーション等を適宜適切に行い、一般消費者、農業栽培者を含む関係者が、科学的事実に基づいて正しい理解を深められるよう積極的に努力をして頂きたい。
16	情報の提供	GM研究が国内でどのように進められているかなどの情報提供をしていただきたい。
17	情報の提供	道民への積極的な情報発信、リスクコミュニケーションを行うよう道へ要望します。
18	情報の提供	組換え作物(飼料用のダイズやコーン)なしでは酪農や養鶏は成立しないことを知っていながら、キチンと広報していない。食品についても同様。
19	情報の提供	消費者にGM作物の分かりやすい情報提供をしてほしい。
1	試験研究	非GMとの交雑を防止するための技術開発を最優先に進めるべき。
2	試験研究	近年の品種改良はDNAマーカーを使い大きく貢献している。GM技術を使用することがなくとも、遺伝子レベルの研究は重要。北海道に適応した品種の開発が切望されている。北海道民や国民に不安をあたえることがなく、日本の食料基地としての役割を果たせるような取りすめをお願いしたい。
3	試験研究	消費者が抱く安全・安心の概念は、BSE全頭検査のように実際には20カ月齢以下では科学的には意味がないが、北海道のイメージのために全頭検査を維持した。科学的知見に基づいたリスク管理を行っているということを訴え続けていかないと信用してもらえない。GM作物についても安全性に関する試験研究とフィールドのモニタリング調査の両方を行っていかないと信用が得られないのではないか。
4	試験研究	GM技術は研究を進めるべきだが、条例は堅持して守るべきものは守ってほしい。
5	試験研究	花粉症緩和米など医薬品に関するGM作物の期待が大きい。
6	試験研究	試験研究についても、受け入れる素地はない。
7	試験研究	種子の独占は不安なので、試験研究は、進めるべきである。
8	試験研究	今はGM条例を廃止することはできないが、試験研究を行うことができるようにするべき。
9	試験研究	外国の技術は使えないので、国が技術開発をすすめるべきで、道民の理解が進んだ時にそれを利用できればよいと考える。
10	試験研究	GM作物が必要になった時に備えて試験研究を進めるべき。
11	試験研究	研究は続けるべきと思う。
12	試験研究	道のGM条例が影響して、他県でも同様の条例が策定され、日本国内のGM作物研究開発、利用は大きく立ち後れている
13	試験研究	GM技術は医療や食料増産などにも役立つと言われていますが、そのどちらもGMでなければできないわけではないので、それが研究をすすめる理由になるとは思えません。研究中に交雑を防ぎきれなかった場合、どう対処するのか知りたい。
14	試験研究	GM条例そのものの周知度がすくないので、GM研究自体をだめだという理解が多いようですが、将来のために実施する研究は必要であるとの空気を醸成すべき。
15	試験研究	北農研でイネの有用遺伝子をイネに導入するというような研究もされています。そうした技術は全く紹介されていない。
16	試験研究	技術の進歩もあるので、試験研究は必要。
1	表示	「遺伝子組換えをしていない」表示をよく見かける。
2	表示	消費者は選ぶ権利しかないが、表示がわかりづらい。GM食品にはマークをつけるなど、高齢者にも分かりやすい表示を望む。
3	表示	EU同様すべてに表示してほしい。
4	表示	GM食品表示は、消費者に選択権を与えるために、EU同様すべての食品を対象とすべき。
5	表示	GM食品の表示を最低限EU並の基準とするよう検討していただきたい。また、現在の表示もきちんと行われているということを消費者に知らせてほしい。消費者の選ぶ権利を尊重していただきたい。

番号	分類	意見
6	表示	GM大豆混入の割合が5%未満の輸入大豆が、「遺伝子組換えでない」という混入していないと感じさせる表示で流通しており、安全・安心の観点からは問題である。国際間の事情があるのだと思うが、日本人の一人当たりの大豆消費量は世界一であり、日本人がなぜリスクを負わなければならないのかと思う。
7	表示	最終的にユーザーが選択できるよう表示制度は大切である。
8	表示	GM食品表示は任意表示があるので感わされる。全て義務化するべき。
9	表示	非GM食品を選択したいので、表示は必要である。TPPで表示が緩くなるのは不安である。
10	表示	GMに関する表示は、分かる範囲で全て表示すべきである。
11	表示	GM表示は、細かいのでいらぬという人もいる。
1	交雑防止措置基準	GM条例、交雑等防止措置基準ともに、道民意識調査の結果、80%が不安があると答えている以上、緩和の方向での見直しの必要はない。
2	交雑防止措置基準	交雑防止については、距離で隔離することは不可能に近いのではないかと。混入防止のためにGM作物の取扱いについては今後も慎重な対応をすすめていただきたい。
3	交雑防止措置基準	交雑防止基準のイネ300mは低温不稔を考えるとやむを得ないのではないかと。
4	交雑防止措置基準	交雑防止基準のイネの出穂期を2週間以上ずらすというのは、北海道では難しいのではないかと。気象の推移によっては、ずらしたつもりでも近づいてしまうことが考えられる。北海道では播種や移植の時期も限られる。
5	交雑防止措置基準	GM作物を北海道で栽培する場合、他へ交雑しないよう厳しく規制し続けて欲しい。
6	交雑防止措置基準	交雑防止のために隔離すべき距離はGM条例・知事告示の安全率2を廃止して、農林水産省が独立行政法人の栽培試験のために第一種使用規定として定めた隔離距離とするべきです。
7	交雑防止措置基準	交雑防止のために隔離すべき距離はGM条例・知事告示の安全率2を廃止して、農林水産省が独立行政法人の栽培試験のために第一種使用規定として定めた隔離距離とするべきです。
8	交雑防止措置基準	区分して非GM作物を作ることは不可能。
9	交雑防止措置基準	GM作物を一般作物の周囲で作っていくことには賛成できない。完全に混入を防ぐことができないため、たとえ少量であってもGM作物が混入した作物を、購入する意志のない消費者に届けてしまうことはあってはならない。GM作物を作付けする場所は一部地域のみ限定するなどして、他の一般作物と完全隔離する必要があるのではないかと。
1	その他	種子を数社が独占しているというのは、不安。
2	その他	アンケート調査の結果は大変重い意味を持つ。
3	その他	輸入ものが多いので家畜の飼料に使われていると思うが、畑に散布された堆肥を通してGMトウモロコシなどが自生しているのではないかと。見たことのない雑草があったりする。自然の中でどの程度混入するのか、心配。
4	その他	守るのも大事だが、早期に、安全性について、どのようなリスクがあるのか研究して欲しい。
5	その他	H20年度に実施している道民意識調査の回答選択肢で、医薬品と工業製品とが同一項目になっているが、人の体内に入るもの(医薬品)と入らないもの(工業製品)とが同じ選択肢なのは疑問を感じる。
6	その他	加工業者としては、GM原料の使用は生産コストの安さということに尽きる。
7	その他	学校給食においてGM作物が問題になったことはない。現状でも問題視している学校、保護者はいない。
8	その他	作物元来の姿を子ども達に理解してもらうことから始まる。段階を踏んで遺伝子組換えを教えていきたい。バラは赤いところから教えるべきだと考えている。
9	その他	将来的には必要となる技術だと思う。
10	その他	知らず知らずのうちに生のGM種イモが入ってきていないか、検査されているか。
11	その他	許可・届出が無ければ、栽培はないとするのは事務的な考え方であるが、実際には入ってきているかどうか、検査しなければ不安を払拭し切れない。種子の混入などによって条例がザルになっていないか、モニタリングや追跡調査が必要である。
12	その他	暮らしの不安では、交雑が環境へ広がるのではないかと不安である。
13	その他	食料の確保に遺伝子組換え作物は必要になるのかも知れないが、種子を一部企業に独占されるのは不安がある。
14	その他	水も大量に摂取すると危険というのはどういう意味か。適切な例ではないのではないかと。
15	その他	米国では、F除草剤を使っているうちにそのF草剤に強い草だけが生き残ってしまい、濃度を濃くして使っているという話を聞いた。自分の農場でもスギナとツユクサが生き残るので、かなり濃くしなければならぬ。濃くしてもコケなどが生える。完璧なことではない。殺虫剤も世代を重ねるうちに抵抗力の強いものが出てくると思う。
16	その他	最近、夏の短い期間にしか発生しなかった害虫や、外国から持ち込まれた雑草が多くなって来たように感じる。強い外国の害虫や雑草も混入して一緒に入ってきているのではないかと。遺伝子組換え作物も同様に未知のものである。

番号	分類	意見
17	その他	GM作物にも突然変異的なものが出る可能性があり、品種を完全に制御できればよいが、想定外の交雑が起こる可能性もあり分からない部分がある。
18	その他	遺伝子操作で作出された品種が良いとなれば皆が使うので、その会社が独占できる。実際にスイートコーンのある品種が使えるかどうかは、アメリカの種子会社次第のところがあり、既に牛耳られている。
19	その他	条例があるので安心ということではなく、風評被害が起らないようにモニタリングによりきちんと調べておかなければいけない。
20	その他	例えば、ある大豆品種が遺伝子組換えされて、それが作りやすくなった場合にはどのようなことになるか。モニタリングは重要であり、徹底して実施してほしい。
21	その他	大豆などは毎日食べる食品なので、広い見地でものごとを判断してもらいたい。
22	その他	輸入大豆で、価格が国産品と同じか少し高いもので非GM品種というが、それで作った商品が多く出回っている。法律や条例ができたからと安心してはならない。従来のGMとは違うものができてきているかも知れない。
23	その他	条例がきちんと守られているという検証をきちんと行い、北海道の農産物は安全であると証明をすることが必要である。
24	その他	GM条例を閉鎖系に拡大しようとする動きなどがあると、バイオ分野への進出をとりやめる企業も出てくるかも知れない。
25	その他	医療分野でのGM作物活用に異存はない。
26	その他	特許によって特定企業に種子マーケットが牛耳られることがあるのなら心配である。
27	その他	対話をしながら不安を乗り越えていくべきである。
28	その他	GM以外の農家の対策の道も探るべきだ。
29	その他	GM条例等に関して特に意見はない。世界的な情勢変化はあるが国内の変化は少ないので、条例制定時と考えは変わらない。条例変更などの意見も無い。
30	その他	意図せざる混入率の許容率5%では不足。もっと厳しくしてもらいたい。
31	その他	道内ではGM作物栽培がないので、道産であれば非GMと理解できるので安心できる。
32	その他	道産品は安心であるというイメージを崩してはいけない。
33	その他	条例点検・検証の5年おきは長いのではないか。もっと短くして議論をすべき。
34	その他	消費者と食品事業者など関係者と一緒にGM作物に関する勉強を進めるべき
35	その他	道産大豆とGM大豆では完全に差別化できているので、道産大豆とGM大豆は競合しない。
36	その他	アメリカ産非GM大豆の品質が悪化してきている。
37	その他	アメリカのFAOと種苗会社の癒着が一番気になっている。
38	その他	GMに頼らず農産で丈夫な作物の品種が生まれる事を望みます。
39	その他	技術を使わずにいると日本農業が途上国レベルになる事は間違いない。産業として衰退するでしょう。
40	その他	海外の農産物の多くがGMIに切り替わった中、国内生産者のGM作物利用が過剰に制限されるのは、北海道(日本)の農業競争力を低下させるだけ。
41	その他	道条例が日本国内の研究開発を妨げた結果、海外の種子メーカーのさらなる競争力強化につながっている。
42	その他	畜産飼料の自由化が叫ばれる中、北海道の畜産・酪農家がGM作物を栽培利用出来ないことは、完全に矛盾した構造になっている。
43	その他	世界の人口が70億人を超え、今後、世界の食料需給がきわめて厳しくなると見込まれている。日本・北海道の行き先を見据え、先見性に基づき社会をリードしていく事が行政の役割ではないかと思う。
44	その他	今後も安心して利用できる農産物の供給が北海道の使命。道内への安易な導入は輸入農産物と同レベルでの農産物評価となり、差別化はなくなる。
45	その他	既に家畜の飼料として大量のGM作物が輸入され使用されています。GM作物を多量に消費しながら栽培を制限することは矛盾している。条例の制定に合わせて、GM飼料の使用実態を明らかにすべきです。
46	その他	これからの農業技術の利用を頭から制限されるなど技術立国の日本とは思えません。この条例による大きな遅れは日本の将来に悪い影響を与えると確信しています。
47	その他	大手に種子が牛耳られる。

番号	分類	意見
48	その他	周囲の生態系の変化が予測できていない。
49	その他	道農産物へのイメージが崩れる。
50	その他	貿易自由化に近づく中、道農業の戦略の一つが失われる。
51	その他	北海道の農産物は安全・安心であるところで多くの消費者に支持されている現状にあり、今後も道産農産物の消費維持・拡大を進めていくためには食の安全・安心は堅持していく必要がある。
52	その他	「原発事故」で「安全性」神話が推進側と検査側が同一組織であることで失われた。食品安全やGMについて、検証委員の「中立」で「専門性」など信頼性を担保しなければならない。
53	その他	GM技術に代表されるバイオテクノロジーは、次世代の食料・エネルギー・環境問題等を解決する重要技術として農業振興や新産業創出において飛躍的な発展と貢献が期待されている。国は、「第4期科学技術基本計画」において、食料の安定的確保のための研究開発をGMO等の先端技術を活用することにより推進することが決定されている。
54	その他	GM作物は高付加価値、低コストで安定的に生産する技術開発を進めるためには有効。GM作物に対しての過大なる規制は、今後、日本の農業政策にとっては望ましいものではない。
55	その他	世界の人口増加に対して日本が食料生産で貢献するためには日本の農産物が世界市場に対抗できるだけのコスト競争力と商品価値の向上が必要。主要作物の生産性向上とコスト低下を実現するためにはGM作物は有効な手段である。
56	その他	バイオマスからのエネルギー転換効率の良い作物を育成する上でGM技術が今後ますます重要になる。
57	その他	GM作物を経営の視野に入れている大規模農家にも栽培の権利があるはずで、欧州のように、有機栽培、慣行農業をする農家との共存のための指針や共存法を整備する必要がある。
58	その他	GM作物の栽培面積は拡大してきている。環境負荷の低減に寄与していると報告されている。米豪加の小麦関連団体によるGM小麦、EUによるGMじゃがいも、高オレイン酸大豆の商業栽培が進められている。このような世界状況は、GM作物栽培が生産者にとって十分メリットがあるということを示している。
59	その他	国が認めたGM作物の栽培を過度に規制することは、いたずらに「不安」「混乱」を増幅させることになり、GM作物に対する一般市民の正しい理解を妨げるものと強く危惧している。
60	その他	既にGM作物輸入大国となっており、食用油、飼料等はGM作物の恩恵を受けている。GM作物を抜きにしては我が国の食料を考えることはできない現実を無視し、過剰な規制をし「不安」を煽ることになれば、多くの家畜、加工食品においても「不安」と「混乱」を招くものと危惧する。
61	その他	GM技術に代表されるバイオテクノロジーは、次世代の食料・エネルギー・環境問題等を解決する重要技術として農業振興や新産業創出において飛躍的な発展と貢献が期待されている。国は、「第4期科学技術基本計画」において、食料の安定的確保のための研究開発をGMO等の先端技術を活用することにより推進することが決定されている。
62	その他	GM作物は高付加価値、低コストで安定的に生産する技術開発を進めるためには有効。GM作物に対しての過大なる規制は、今後、日本の農業政策にとっては望ましいものではない。
63	その他	世界の人口増加に対して日本が食料生産で貢献するためには日本の農産物が世界市場に対抗できるだけのコスト競争力と商品価値の向上が必要。主要作物の生産性向上とコスト低下を実現するためにはGM作物は有効な手段である。
64	その他	バイオマスからのエネルギー転換効率の良い作物を育成する上でGM技術が今後ますます重要になる。
65	その他	GM作物を経営の視野に入れている大規模農家にも栽培の権利があるはずで、欧州のように、有機栽培、慣行農業をする農家との共存のための指針や共存法を整備する必要がある。
66	その他	GM作物の栽培面積は拡大してきている。環境負荷の低減に寄与していると報告されている。米豪加の小麦関連団体によるGM小麦、EUによるGMじゃがいも、高オレイン酸大豆の商業栽培が進められている。このような世界状況は、GM作物栽培が生産者にとって十分メリットがあるということを示している。
67	その他	国が認めたGM作物の栽培を過度に規制することは、いたずらに「不安」「混乱」を増幅させることになり、GM作物に対する一般市民の正しい理解を妨げるものと強く危惧している。
68	その他	既にGM作物輸入大国となっており、食用油、飼料等はGM作物の恩恵を受けている。GM作物を抜きにしては我が国の食料を考えることはできない現実を無視し、過剰な規制をし「不安」を煽ることになれば、多くの家畜、加工食品においても「不安」と「混乱」を招くものと危惧する。
69	その他	道民の理解も得られている。本道では海外製の多くのGM作物が輸入され道民によって使われている。G社の店頭にも多数のGM作物商品が並んでいます。
70	その他	道は、道産を推奨しているが他方で20年前の新技術導入に重い足かせをかけているのは大きな矛盾。
71	その他	具体的に見直し・検討が必要な部分が出てきた時は、消費者も参加できるような話し合う場を作っていただきたい。
72	その他	GM作物を懸念する消費者や農業者の権利と、栽培したい農業者の権利を守るために、「共存」に関する取り組みの検討を開始すること。
73	その他	GM農作物に懸念を有する道民、栽培したい農業者、どちらも道民であり、一方だけを向いた施策には問題がある。
74	その他	日本は多くのGMトウモロコシやダイズ、ナタネを輸入しており、北海道の酪農業者の多くはGM飼料を使っているのが現実。
75	その他	過去にGMトウモロコシが北海道で栽培された事実がある。その上で、GM作物の栽培を実質的に禁止する条例を存続させるなら、その矛盾について説明する必要がある。
76	その他	欧州では、慣行栽培、有機農業、GM農作物の栽培のいずれにも権利を認め、共存施策がとられている。

番号	分類	意見
77	その他	毎年大量のGM農産物を輸入しながら国民は恩恵を受け、一部の反対者の意見のみを取り上げて規制を行う北海道の姿勢こそが、民間企業の研究開発までも断念させ、我が国の科学技術の発展を妨げる大きな要因ではないか。
78	その他	GM作物を栽培したい生産者、従来どおりの作物栽培をしたい生産者、有機栽培生産者などが共存するためのルールづくりを求めます。
79	その他	一日も早い規制解除を行い、衰退するばかりの日本農業の発展の一步を是非とも北海道から発信していただきたい。
80	その他	日本では多くのGM作物の栽培が許可になっていることを知っており、間違いなく北海道も作っていると思いましたが、組換え作物商業栽培禁止条例があるので作れないということは奇異に感じます。
81	その他	農業は関税で守らねばならないとの考えと思いますが、組換えなどの新技術導入を禁止して、生産性向上を実施させないのでは、納税者に迷惑をかけることになるとともに、農業の発展を妨害し、農業後継者も出てくるはずがありません。
82	その他	何ら問題のないものを禁止することで日本特に北海道農業の進歩を止めている。
83	その他	消費者に組換えが危険のような風評を起こしている。
84	その他	GM作物を使った製品の販売者に不利な状況を誘発している。
85	その他	道産を推奨しているながら、他方で20年前の古い技術を使わせて、新技術の導入に重い足かせをかけているのは政策の大きな矛盾である。
86	その他	日本のサイズは95%位が輸入であり、「組換えでない」と表示のある豆腐のほとんどすべてから組換えDNAを検出できると聞いている。日本のサイズより組換えサイズのほうが生産性、品質がよいので道産大豆が売れないのは当然であるとも聞いている。にもかかわらず北海道に組換え作物商業栽培禁止条例のあることを奇異に感じます。
87	その他	何ら問題のないものを禁止することで日本特に北海道の農業技術の進歩を止めていることは理解できない。
88	その他	参考資料2ーメリットとデメリットの対比について メリットの、その真偽や根拠に疑問のあるものが多く見られる。意見の羅列にとどまらず内容の検証が必要ではないでしょうか。
89	その他	不安感がめぐられるような徹底した対話による理解を深めていく事が大事
90	その他	今の消費者にとってGM作物がどうしても必要な状態にないことも、GMを受け入れる基盤が無いように思います
91	その他	最近ではGM作物についてあまり騒がれなくなりましたが、種子の独占など、不安なことが多いです。在来品種の保存も必要。効率化だけではだめ。
92	その他	安全・安心な農産物は手間がかかりますが、安心して消費者に買ってもらうことができます。GM作物は北海道になじまない。
93	その他	GM作物は特定企業の種子の独占や抵抗性を持つ害虫などが心配です。
94	その他	GM作物は食べたくありません。
95	その他	北海道の農業をより一層もり立てていくためにも、クリーン農業をもっと推進するべきだと思います。
96	その他	消費者は不安を感じるものを食べたくない。
97	その他	安易にGM作物を許したなら、今の福島と同じように風評被害につながるでしょう。
98	その他	私たち道民がこの条例を知り、北海道の大地を守って農業を守って食を守っていきたい。
99	その他	北海道は一番クリーンで、安全安心な農産物を作ってほしいと思います。
100	その他	福島原発事故で食に対する不安が大きくなり、TPP交渉などでこれからもどうなるのか心配です。
101	その他	多くの人が地元の農業に関心を持ち、地元の農産物を消費することが北海道の農業をより発展させることになると思います。
102	その他	北海道のクリーンな大地で環境にやさしい農業を継続的に営むためにも、消費者から期待されている農産物を生産すべきだと思う。
103	その他	消費者の期待に応える農業を進めていくことが、北海道農業を維持発展させることにつながると思います。
104	その他	消費者が安心して食べられる安全な食料を作ることが一番大事だと思います。
105	その他	外国と競争する上で、農業生産の効率化だけでは北海道農業は生き残っていけないのではないのでしょうか。多くの消費者が不安を持っているGM作物はこのような北海道農業の進路を考えた上で必要だとは思えません。
	計	306件

地 域 意 見 交 換 会

地域	実施月日	意 見 交 換 者
旭川	10月18日	生産者、消費者、食品製造業者、行政等
帯広	10月21日	生産者、消費者、食品製造業者、行政等
札幌	11月 8日	北海道有機農業協同組合
	11月 8日	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業センター
	11月10日	北海道経済連合会
	11月11日	(社) 北海道消費者協会
	11月11日	北農中央会・ホクレン
	11月14日	(独) 北海道立総合研究機構中央農業試験場
	11月15日	生活協同組合コープさっぽろ
	11月22日	(社) 北海道食品産業協議会

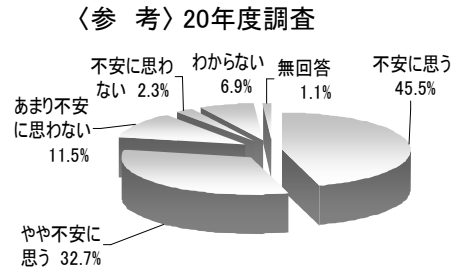
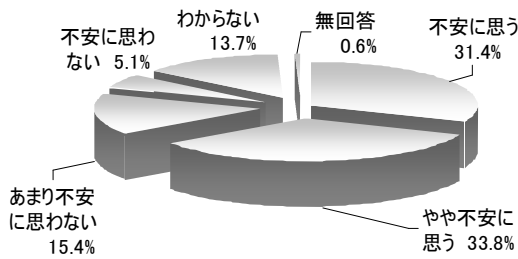
道 民 意 識 調 査

(1) 調査方法等

- ・ 調査方法 道内に居住する満20歳以上の1,900人に郵送配布・郵送回収
- ・ 調査時期 平成23年10月
- ・ 有効回答数(率) 1,053人(55.4%)

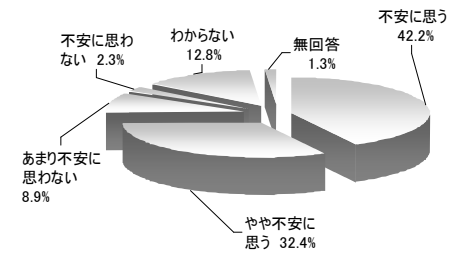
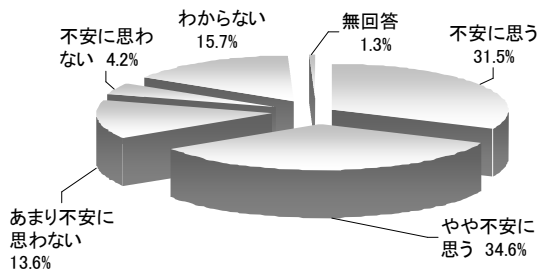
(2) 調査結果

ア 遺伝子組換え食品の安全性について、どのようにお考えですか



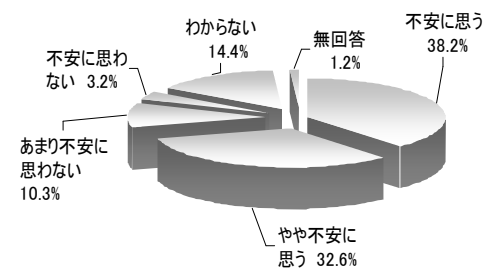
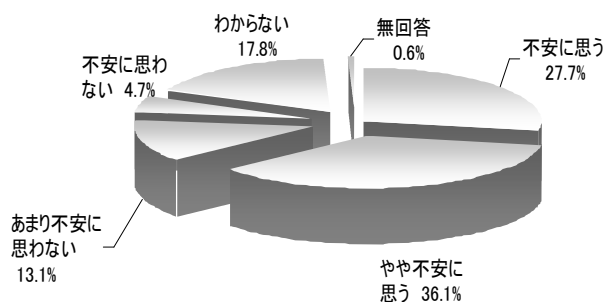
○ 不安に思う+やや不安に思う < 今回 65.2%、前回 78.2% 前回との差 △13.0ポイント >

イ 遺伝子組換え作物を栽培することによる自然や環境への影響について、どのようにお考えですか



○ 不安に思う+やや不安に思う < 今回 66.1%、前回 74.6% 前回との差 △8.5ポイント >

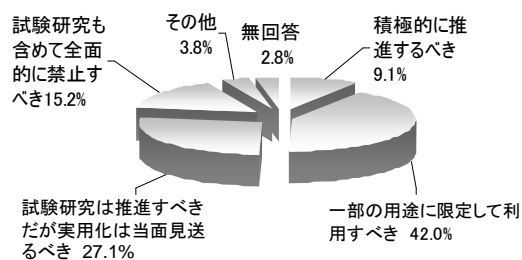
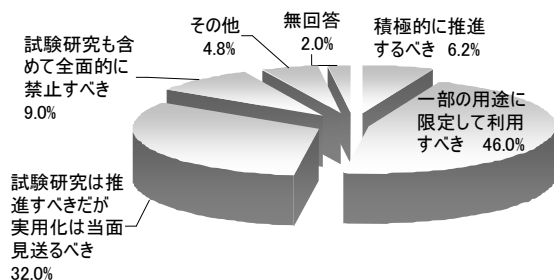
ウ 遺伝子組換え技術について、どのようにお考えですか



○ 不安に思う+やや不安に思う < 今回 63.8%、前回 70.8% 前回との差 △7.0ポイント >

エ 遺伝子組換え技術の試験研究について、どのようにお考えですか

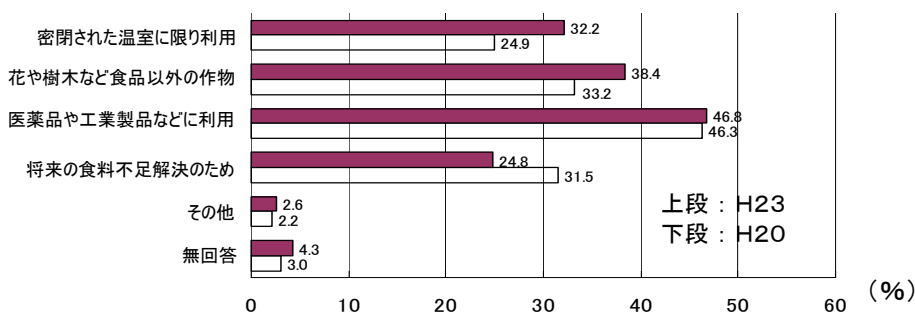
〈参考〉20年度調査



○ 積極的に推進＋一部用途に限定して利用 < 今回 52.2%、前回 51.1% 前回との差 1.1ポイント >

オ 遺伝子組換え技術について、どのような条件なら利用してもよいとお考えですか(複数回答)

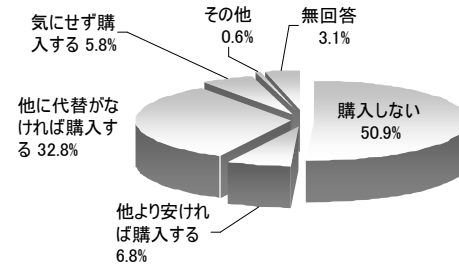
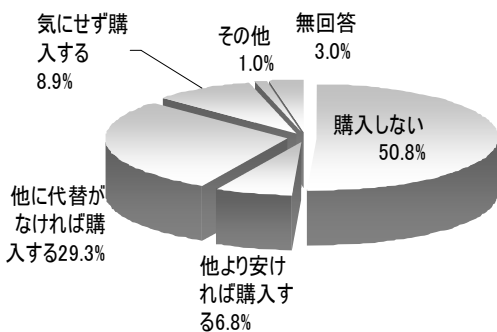
(エで「実用化は当面見送るべき」または「一部用途に限定して利用すべき」と回答した方に質問)



○ 「密封された温室に限り利用」、「花や樹木など食品以外の作物」は前回に比べ増加。「医薬品や工業製品などに利用」は前回とほぼ同様。

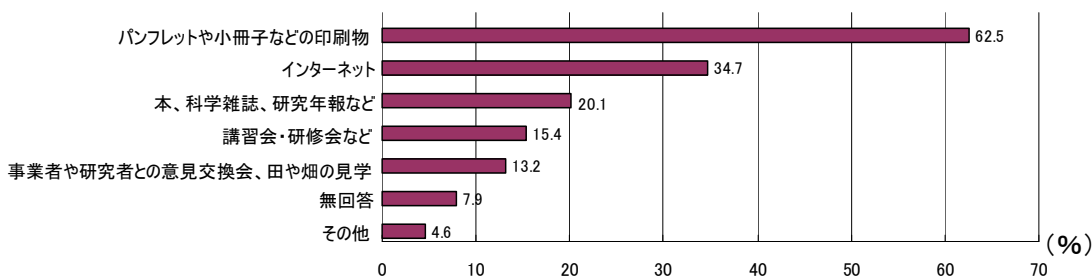
カ 購入しようとした農作物及び加工食品に「遺伝子組換え」と表示されている場合、どのように対応しますか

〈参考〉20年度調査



○ 購入しない < 今回 50.8% 前回 50.9% 前回との差 △0.1ポイント >

キ 遺伝子組換え作物について、どのような手段で情報を入手したいですか(複数回答)



○ パンフレットや小冊子などの印刷物が最も多く62.5%、次がインターネットで34.7%



平成24年2月6日

北海道知事 高橋はるみ 様

北海道食の安全・安心委員会
会長 服部 昭 仁

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する
条例」等の施行状況に関する点検・検証について
このことについて、北海道食の安全・安心委員会の意見は次のとおりです。

記

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」及び
「遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等防止措置基準」は、現時点では
見直しの必要はない。

なお、次の事項について提言する。

- 1 遺伝子組換え食品等に関する情報提供やリスクコミュニケーションに
取り組むこと。
- 2 遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実や、遺伝子組換え種子を
含まない種子の安定供給態勢の確立を国に対して求めること。
- 3 遺伝子組換え食品等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、GM条例や交雑
防止措置基準等について必要な対応を行うこと。